

# 受注型企画旅行条件書

通 日通旅行

一般社団法人  
日本旅行業協会

観光庁長官登録旅行業第1937号

※この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面です。旅行契約が成立した場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 1. 受注型企画旅行契約

(1) この契約は、日通旅行株式会社（東京都港区新橋1-5-2 観光庁長官登録旅行業第1937号）の支店（以下「当社」といいます）。支店名所在地は企画書、見積書などに明記します）がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行に係る契約をいい、当該の旅行に参加するお客様は当社と受注型企画旅行契約（以下、「旅行契約」といいます）を締結することになります。

(2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行サービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

(3) 旅行契約の内容、条件は次によるほか、企画書などに記載された旅行サービス、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます）及び当社旅行業約款・受注型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。

当書面は共通する旅行条件を説明するものであり、各旅行ごとの次の条件は企画書、見積書やご旅行条件書に記載いたします。

◎ツアーナ

◎出発日・旅行日程・ご旅行内容

◎旅行代金に含まれる費用

◎旅行のお申込方法（申込金等）、契約成立に関する事項

◎旅行契約の解除に関すること（取消料等）

◎旅程管理方法（添乗員の同行の有無等）

◎旅行条件の基準日

(4) この旅行条件書で、「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員であるお客様との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申し込みを受けて締結する旅行契約であって、お客様との旅行代金などの精算を提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、お客様があらかじめ承認し且つ旅行条件書に定める方法により支払うことを内容とする契約をいいます。

(5) この旅行条件書で「カード利用日」とはお客様又は当社が契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

## 2. 企画書面の交付

(1) 当社は、お客様から依頼があったときは、当社の業務上の都合がある時を除き、お客様の依頼内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画内容を記載した企画書、見積書・ご旅行日程表及び旅行条件書（あわせて、以下「企画書面」といいます。）を交付します。

(2) 当社は、企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます）を明示することがあります。

## 3. 契約のお申し込みと成立時期

(1) 当社がお客様に交付した企画書面の内容に関し、旅行契約を申し込みとするお客様は、当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、当社が定める申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。

(2) 通信契約をしようとするお客様は、本項(1)の規定に閑わらず申し込みをしようとする「受注型企画旅行の名称」「出発日」などに加えて「カード名」「会員番号」「カードの有効期限」などを当社に通知していただきます。

(3) 行程契約は、当社か、お客様との旅行契約の締結を承諾する旨の通知を発し、申込金の受理又は会員番号の通知を受けた時に成立します。

(4) お申し込み時点で、20才未満の方は保護者の同意書が必要です。また旅行開始日時点で、15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます（但し、一部のツアーを除きます）。

(5) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっていらっしゃる方、妊娠中の方、障害をお持ちの方、補助犬使用者の方その他の特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。

なお、この場合、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただく等の特別な措置を講ずることがあります。それによると費用はお客様のご負担となります。又、ご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合もございます。

## 4. 団体・グループ契約

(1) 団体やグループを構成するお客様（以下「構成者」といいます）が責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます）を定めたときは、契約責任者が構成者の受注型企画旅行契約に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当社は、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。契約責任者が旅行に同行しない場合は、旅行開始後は契約責任者が選任した引

率責任者を契約責任者とみなします。

(2) 本項(1)の場合、当社は、第3項(1)の規定に閑わらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申し込みを受けることがあります。この場合契約成立の時期は、当該書面に記載いたします。

(3) 契約が締結された場合、契約責任者は当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に通知しなければなりません。

(4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務又は義務について、何ら責任を負うものではありません。

## 5. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じない場合があります。

(1) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

(2) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効である等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

(3) お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(4) お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準する行為を行ったとき。

(5) お客様が、風説を流布し、偽計を用いて旅館の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準する行為を行ったとき。

(6) その他当社の業務上の都合があるとき。

## 6. 契約書面の交付

(1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は企画書面及び本受注型企画旅行条件書等により構成されます。

(2) 当社が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによります。

## 7. 確定書面（最終旅行日程表）

(1) 契約書面において、確定された旅行日程及び運送・宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上必要な運送機関の名称を列記した上で、当契約書面の交付後、旅行開始日の前日まで（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降に契約の申込がなされた場合にあっては、旅行開始日）に、確定した旅行日程を記載した確定書面（最終旅行日程表）を交付いたします。

(2) 前項の場合においても手配状況の確認を希望するお客様からの問い合わせがあったときは、最終旅行日程表の交付前であっても手配状況についてご説明致します。

(3) 最終旅行日程表を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該最終旅行日程表に記載するところに特定されます。

## 8. 旅行代金のお支払い

(1) 旅行代金の額は契約書面に記載いたします。旅行代金は契約時の契約書面に記載する当社が定める期日までにお支払いいただきます。

(2) 通信契約を希望された時は、当社は、お客様の提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして契約書面に記載する旅行代金の支払いを受けます。またカード利用日は旅行契約成立日とします。

## 9. 契約内容の変更

(1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は、可能な限りお客様の求めに応じます。契約内容の変更によって生じる旅行代金の増減はお客様に帰属します。

(2) 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他旅行契約の内容（以下「契約内容」という）を変更することができます。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 10. 旅行代金の額の変更

(1) 利用する運送機関の運賃、料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。

ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料金を支払うことなく、契約を解除することができます。適用運賃・料金が大幅に減額されるときは、その減少額だけ旅行代金を減

額します。

(2) 第9項(2)により、旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を増額します。

旅行実施に要する費用には、当該変更によりお客様が提供を受けなかった旅行サービスに対してすでに支払い、又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を含みます。

(3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金を変更します。

## 11. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことが出来ます。この場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する所定の手数料を申し受けます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

## 12. 旅行契約の解除・払い戻し

### 1) 旅行開始前

1. お客様の解除権

ア. お客様は、本項(3)に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、当社が、運送・宿泊機関等と定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用（以下、総称して「運送・宿泊機関取消料等」という。）の金額を、第五条第一項の企画書面において証憑書類を添付して示したときは、旅行者が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、別表第一に定める取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。通信契約を解除する場合には、当社は、提携カードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして、本項に規定する企画料金又は取消料の支払いを受けます。契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。

イ. 各種ローン取扱手続上およびその他渡航手続上の事由による旅行契約解除の場合も上記アと同じ取り扱いになります。

ウ. お客様は次の各号に該当する場合は企画料金又は取消料なしで旅行契約を解除できます。

ア. 第9項(2)に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第21項表中に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。

ブ. 第10項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。

シ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ド. 当社がお客様に対し、第7項(1)の期限までに最終旅行日程表をお渡ししなかったとき。

エ. 当社の責に帰すべき事由により旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。

エ. 当社は本項「(1)の1のア」により、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の企画料又は取消料を差し引き払い戻します。取消料等が申込金でまかれないときは、その差額を申し受けます。また本項の「(1)の1のウ」により、旅行契約が解除されたときは、すでに收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払戻します。

### 2. 当社の解除権

ア. お客様が当社の指定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、契約書面に規定する取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

イ. 次の各号に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

ア. お客様が病気、必要な介護者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

ブ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

シ. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めるとき。

- d. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- e. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがある極めて大きいとき。
- f. お客様が5項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
- g. 通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなつたとき。
- ウ. 当社は、本項「(1)の2のイ」のa～fにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を支払いいたします。また本項「(1)の2のイ」のgによる解除の場合、お客様には、解除通知日より3日以内に取消料に相当する額の違約料を現金等にてお支払いいただきます。ただし、当該期限内に現金等にて旅行代金をお支払いいただいた場合はこの限りではありません。

## (2) 旅行開始後の解除・払い戻し

### 1. お客様の解除。

ア. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

イ. お客様の責に帰さない事由により契約書面などに記載した旅行サービスの提供を受けられなくなった場合には、お客様は、取消料を支払うことなく不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスの提供に係る部分の金額をお客様に払い戻しいたします。ただし、当該事由が当社の責に帰さないものであるときには、不可能になった旅行サービスの提供に係る部分の金額から、当該旅行サービスに対して既に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻すことになります。

### 2. 当社の解除権

ア. 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においては、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

a. お客様が病気、必要な介護者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員との他の者による当社の指示に従わないときや、これらの者または他のお客様に対する暴行・脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能になったとき。

d. お客様が5項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。

### イ. 解除の効果及び払い戻し

本項「(2)の2のア」に記載した事由で当社が旅行契約を解除した場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに対して既に払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

ウ. 本項「(2)の2のア」のa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

エ. 当社が本項「(2)の2のア」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

### (3) 取消料表

旅行契約成立後、お客様の都合で旅行を取り消される場合には、お一人につき次の取消料をお支払いいただきます。

本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

### 1. 国内旅行に係る取消料

取消日(旅行契約の解除日)	取消料(お一人)
①②から⑤までに掲げる場合以外の場合 (当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	企画料金に相当する金額
②旅行開始日の前 20日目～8日目 日から起算して (例)旅行は10日目～8日目	旅行代金の20%
さかのぼって 7日目～前々日	旅行代金の30%
③旅行開始日の前日	旅行代金の40%
④旅行開始日当日	旅行代金の50%
⑤旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

◎貸切船舶を利用する旅行契約の場合は、契約書面に明示する当社約款に基づく取消料によります。

## 2. 海外旅行に係る取消料

ア. 本邦出国時または帰国時に航空機を利用する場合並びに本邦外を出発地及び到着地にする場合。(本邦外を出発地及び到着地にする場合の旅行契約の解除期日は、受注型企画旅行の範囲となる現地出発日を基準とします。)

取消日(旅行契約の解除日)	取消料(お一人)
①②から④までに掲げる場合以外の場合 (当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	企画料金に相当する金額
②旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降3日目に当たる日まで	旅行代金の20%
③旅行開始日の前々日・前日及び旅行開始日当日	旅行代金の50%
④旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

### イ. 貸切航空機を利用する場合

取消日(旅行契約の解除日)	取消料(お一人)
①②から⑤までに掲げる場合以外の場合 (当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	企画料金に相当する金額
②90日目に当たる日以降 31日目に当たる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日 ③80日目に当たる日以降 21日目に当たる日まで	旅行代金の50%
起算してさかのぼって ④20日目に当たる日以降 4日目に当たる日まで	旅行代金の80%
⑤3日目に当たる日以降又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

ウ. 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する旅行契約の場合は、契約書面に明示する当社約款に基づく取消料によります。

エ. 日程表中に3泊以上のクルーズを含む旅行であつて契約書面にクルーズ旅行約款を適用する旨記載があるものは契約書面等に明示する当社約款に基づく取消料によります。

オ. お取消時すでに渡航手続を開始又は終了している場合は、本項の取消料の他に渡航手続所要実費および渡航手続代行料金を申し受けます。

## 13. 旅行代金払い戻しの時期

- (1) 当社は、「第10項の(1)、(2)、(3)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第12項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除にあたっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しました。
- (2) 当社は、お客様と通信契約を締結した場合であって、第10項の(1)、(2)、(3)の規定により旅行代金が減額された場合又は第12項の規定により通常契約が解除された場合において、お客様に対して払い戻すべき金額が生じたときは、お客様の提携会社のカード会員規約に従って、お客様に対し当該金額を払い戻します。この場合において、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除にあたっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対して払戻額を通知し、その通知日をカード利用日といたします。

## 14. 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、次に掲げる業務を行います。

(1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けるために必要な措置を講ずること。

(2) 前(1)項の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また旅行サービス内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努める等、旅行契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

## 15. 当社の指示

お客様は、旅行開始後、旅行終了までの間、受注型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 16. 添乗員等およびその業務

- (1) 添乗員の同行の有無は契約書面に明示いたします。
- (2) 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- (3) 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先(手配代行者)を最終旅行日程表に明示いたします。
- (4) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといています。

## 17. 渡航手続

ご旅行に必要な旅券・査証・再入国許可書及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社において、渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金を申し受けることを約し、お客様より渡航手続を委託された場合その一部又は全部を代行します。この場合お客様には、当社と渡航手続代行契約を締結していただくことになり、所定の申込書に所定の事項を記入の上、提出していただきます。詳しくは渡航手続代行契約時に当社よりお渡しいたします契約内容を記載した書面及び旅行業約款(渡航手続代行契約の部)によります。

## 18. 保護措置

当社は、お客様が企画旅行参加中に疾病、傷害等により医師の診断又は加療を必要とする状態にあると認められた場合には、必要な保護措置を講ずることがあります。この場合において、保護事由が当社の責に帰さないものであるときは、当該措置に要した費用はお客様の負担になりますので、お客様は当社の指定期日までにその費用をお支払ってくださいことになります。

## 19. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます)の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
- (2) 次に掲げる事項は、通常の場合当社又は手配代行者に故意又は過失がなく、これらによってお客様が損害を被られたときでも、当社に責任が無い場合を示すものです。

ア. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行の中止。

イ. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。

ウ. 運送・宿泊機関等の事故、火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。

エ. 運送機関の遅延、不通・スケジュール変更、経路変更など又はこれらのために生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮。

オ. 官公署の命令、外国の出入国規制、感染症による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。

カ. 自由行動中の事故。

キ. 食中毒。

ク. 盗難。

(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内(海外の場合は21日以内)に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償の責に任じます。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が支払う賠償額はお一人当たり最高15万円までといたします。(当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。)

## 20. 特別補償

- (1) 当社は前第19項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、お客様が受注型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外來の事故により、その生命、身体又は手荷物に被られた一定の損害につきまして、当社約款の特別補償規程により、死亡補償金として海外旅行2,500万円、国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円～40万円、国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円～10万円、国内旅行1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度、ただし一個又は一对についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、宝石・貴金属類(腕時計や眼鏡等日常実用的に使用されるものは除きます)、パソコン等のデータ及びこれに準ずるもの、ゴルフ、フィッシング、サーフィン、ウイングサーフィン、スキーパーダイビング、スキー、スノーボード等を行うための用具、撮影用のフィルム、その他約款の「特別補償規程」第18条2項に定める品目については、補償いたしません。
- (2) お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、当該旅行日程に含まれない自由行動中のスライダーダイビング、ハングライダーダッセ、超軽量運動機搭乗、ジャイロプローラー搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が当該日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3) 当社が本項(1)に基づく補償金支払義務と前第19項により損害賠償義務を重ねて負う場合であって、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務ともに履行されたものといたします。
- (4) 当社受注型企画旅行参加中のお客様を対象として別途の料金を受取りして実施される小旅行(オプショナルツアーア)のうち、当社が実施する募集型企画旅行については、受注型企画旅行契約の一部として取り扱います。

## 21. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし、次の①、②で規定する変更を除きます)は、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30

日以内にお客様に支払います。ただし当該変更について当社に第19項(1)に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合には変更補償金を支払います）。

ア. 天災地変。

イ. 戦乱。

ウ. 暴動。

エ. 官公署の命令。

オ. 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止。

カ. 初回の運行計画によらない運送サービスの提供。

キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置。

②第12項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

③契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

変更補償金の額=1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金		
当社が変更補償金を支払う変更		旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）との他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合を除いて、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。		
注二 最終旅行日程表が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と最終旅行日程表の記載内容との間又は最終旅行日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。		

注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注五 第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

注六 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

(2) 本項(1)の規定にかかるわざず、当社が一つの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また一つの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。

(4) 当社が本項の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第19項(1)の規定に基づく責任が明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を返還していただきます。この場合当社は、第19項(1)の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金をお客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

## 22. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は損害を賠償しなければなりません。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利・義務その他の旅行契約の内容について十分に理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行中に提供された旅行サービスが契約書面に記載されたものと異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 23. 旅行条件・旅行代金の変更

この旅行条件および旅行代金の基準は契約書面に基準日として明示した日となります。

## 24. その他

(1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。

(2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがあります。当社はお店の選定には、万全を期しておりますが、購入に際しては、お客様ご自身の責任で購入していただけます。当社では、商品の交換や返品などのお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税返戻しがある場合は、添乗員、及び現地係員等より手続き方法を確認の上、お土産物店や空港においてご自身の責任で手続きを行っていただきます。ワシントン条約や国内諸法令により、日本への持込が禁止されている品物もございますので、ご購入には十分ご注意ください。

(3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、契約書面に記載している発着空港等の旅行開始地を出発（集合）してから、当該空港等の旅行終了地に帰着（解散）するまでとなります。

(5) 当社の企画旅行をご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関する登録・マイル換算等のお問い合わせは、お客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただ

きます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受け予定であった同サービスが、受けられなくなったり、理由の如何にかかわらず当社は第19項(1)ならびに第21項(1)の責任は負いません。

## 25. 旅券・査証について

(1) 契約書面には旅行先国（経由地も含む）において必要とされる日本の旅券（パスポート）の有効期間や査証（ビザ）の要否を記載しております。現在お持ちの旅券（パスポート）が今回の旅行に有効かどうかの確認及び旅券、査証取得はお客様の責任で行っていただきます。これらの手続きなどの代行をご希望される場合は当社では渡航手続代行料金をいただいてお受けいたします。

(2) 日本国籍以外の方は、日本国籍と異なり、旅行先国や経由地により査証（ビザ）が必要となる場合がございます。自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所にお問い合わせ願います。

## 26. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：<http://www.forth.go.jp> でご確認ください。

## 27. 海外安全情報について

渡航先（国又は地域）によっては、外務省「危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。

外務省「外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp>」でご確認ください。

## 28. 渡航先に「危険情報」が発出された場合の旅行催行の中止について

旅行のお申込後、旅行の目的地に「危険情報」が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更又は解除することができます。

外務省「危険情報」で「レベル2、不要不急の渡航はやめてください。」以上の危険情報が発出された場合は、当社は、旅行の催行を中止し、速やかにお客様に通知いたします。その場合は旅行代金を全額返金いたします。

ただし、当社が安全に対し適切な処置が取られると判断した場合は旅行の催行を再開いたします。これらの場合に当社の通知によらずお客様が旅行を取り止めた場合は当社は所定の企画料・取消料をいただきます。

## 29. 受注型企画旅行契約書について

この条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は、当社ホームページ：<http://www.nittsu-ryoko.co.jp/> でご覧になることができます。

## 30. 個人情報の取扱について

(1) 当社は、旅行申込の際にお申込書にご記入いただきましたお客様の個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行の手配において必要な範囲内で運送・宿泊機関等及び手配代行者に提供させていただきます。このほか当社では、お客様の利便性を考慮の上、①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン等のご案内、②説明会参加後及び旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤将来のよりよい旅行商品の開発・造成およびマーケット分析のための統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空機便名等の個人データを予め電子的方法などで送付することによって土産物店に提供することができます。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、土産物店への連絡の都合上、遅くとも出発日の3日前までに旅行取扱窓口へお申し出ください。上記のほか、当社の個人情報の取扱に関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認願います。ホームページ URL：<http://www.nittsu-ryoko.co.jp/>

# ご案内とご注意

<お申し込みいただく前に必ずお読みください。>

## 交通機関について

・交通機関の遅延・不通・スケジュール変更・ストライキ・経路変更等による旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮及び観光箇所・視察先の変更・削除などが生じる場合があります。この場合、当社は責任を負いかねますが当初予定する日程に従った旅行サービスが提供できるよう手配努力します。上記などの免責の場合は当社が現地にて追加手配したときはその追加料金を戴きます。

<航空機について>

・日程表中の航空機の発着時間は、日程表作成日時点でのスケジュールのため、出発日により、各空港の出発・到着時間や便名などは予告なく変更となる場合があります。確定便については旅行出発前にお渡しする最終旅行日程表でお知らせいたします。

・ゴルフバッグ、サーフボード、ウインドサーフィン、ダイビング機材等大型荷物をお預けになる場合は、空港にて超過料金がかかる場合や預けることができない場合があります。予めお尋ねください。

・必ずしも最適な時間帯を選べない場合や乗り継ぎや経由（日本国内含む）となる場合、日本発着の時間帯が変更されることがあります、旅行代金の変更はありません。

・航空会社ご指定の場合は、原則として日本発から最初の到着地と最終出発地から日本着のみのご指定となります。現地での移動時には乗継便になる場合や発着時間帯が変更となる場合があります。また乗継便が他の場所に変更となる場合があります。また乗継回数が増える場合があります。

・航空会社による座席配分又は航空機の座席配列により、グループ、カップル、ハネムーンでご参加の方でも、隣合わせの席やその他ご希望に添えない場合があります。

・エコノミークラスの座席では、喫煙席・禁煙席・通路側・窓側のご希望はお受けできません。又大半の航空会社は現在禁煙となっています。

・ご利用になる航空便が他社との共同運航によるコードシェア便の場合、他の航空会社の機材及び客室乗務員で運航される場合があります。

・ご旅行方面、利用航空会社によって到着地での入国審査を簡略化するためにご出発前にお客様のパスポート番号、

生年月日と国籍の報告を求められる場合があります。これらの時にはお預かりしております個人情報を航空会社へ提供いたします。

<ビジネスクラス・ファーストクラス座席のご利用について>

・別途追加代金にてご利用いただける場合があります。その場合ご利用いただける区間は、原則として日本発から最初の到着地と最終出発地から日本着のみとなります。また現地でのサービス内容（バス・自動車やホテル等）はエコノミークラスご利用のお客様と同一となります。

・ビジネスクラス・ファーストクラスの便名決定後に手配いたしますので、予約結果はご旅行出発日の1ヶ月以内となること、また満席で予約ができない場合もございます。

・喫煙席・禁煙席・通路側・窓側のご希望に添えない場合があります。

・「ビジネスクラスご夫婦割引」は、ご夫婦とも同一の旅行の場合のみ適用されます。

ご利用の際には、戸籍謄本・住民票または健康保険証等（いずれも写し）ご夫婦であることが証明できる書類を出

発の3週間前までにご提出いただけます。なお、ご夫婦参加代金」が適用されないこともあります。また、特別ビジネスクラスをご利用の場合は夫婦割引はありません。詳しくは販売店でお尋ねください。

・ビジネスクラス、ファーストクラスの座席利用の航空会社は当社にて決定し手配いたしますので、他の航空会社・便利用のご希望はお受けきれないことがあります。また、繁忙期の場合はビジネスクラス・ファーストクラスがエコノミークラスのお客様とは異なる航空機となる場合があります。

<スペシャル C クラス席について>

・別途追加代金にてご利用いただける場合があります。その場合ご利用いただける区間は、原則として日本発から最初の到着地と最終出発地から日本着のみとなります。また現地でのサービス内容（バス・自動車やホテル等）はエコノミークラスご利用のお客様と同一となります。

・当該コースのエコノミークラスと同一の航空機便を利用いただけます。便の指定及び変更はできません。

・スペシャル C クラス席ご利用で別途、日本の国内線ご利用の場合は、別途当該区間の普通国内航空運賃が必要となります。

・ご夫婦割引は適用されません。子供代金も大人代金と同額となります。

・喫煙席・禁煙席、通路側・窓側のご希望に添えない場合があります。

・日本出発の15日前までにお受けいたします。また現地での変更はお受けできません。

・ご旅行申込時にあわせてお申し込みください。お申込後予約結果をご連絡いたします。お申込後の手配となりますのでご希望に添えずご予約がお取りできない場合もございます。予約がお取りできずご参加コース自体をお取り消される場合はエコノミークラス利用時の取消料の基準に準じます。また予約結果連絡以降の座席指定の変更やエコノミークラスへの変更是お受けきれない場合があります。

・各航空会社が独自に行うビジネスクラスのお客様向け付帯サービス（キャンペーンを含む）はご利用できません。

<バスについて>

・観光・視察及び空港・駅・港からホテル間の送迎で利用するバスは、ご旅行の人数によりミニバス・バン・タクシー等になる場合があります。

・内容によっては別のツアーのお客様等と観光、空港等からホテル等間移動等で一緒になる場合があります。

<列車について>

・4名～6名1室のコンパートメントを利用の場合、他のお客様と一緒にコンパートメントとなることがあります。

・夜行列車で車内泊となる場合、コンパートメント内に男女混雑でのお客様と一緒になる場合があります。

・列車で移動の際、大きなお荷物の客室への持込を制限される場合がありますので、貴重品及び身の回りの品を入れる小さなリバウンドをご用意ください。また、大きなお荷物を預ける際には必ず施錠していただきます。鍵をお忘れなくご用意ください。

## お部屋・宿泊について

・ホテル指定及び眺め（眺望）指定以外の契約内容ではお客様のご希望によるホテル指定及び眺め（眺望）の指定はお受けできません。

・日程中のホテルの部屋は2人1部屋が基本となり、特に表示のない限り、バス・トイレ付きの部屋をご用意いたしますが、現地事情によりシャワーのみのお部屋となる場合もあります。

・国や地域によっては、法律や条例等により一定の年齢未満の方同士のみの宿泊が禁止されていることがあります。（ニューヨークでは18歳未満同士の宿泊不可など）。

・宿泊都市及び訪問都市の順序が企画書等の日程と異なる場合があります。その場合は、ご旅行出発前にお渡しする最終旅行日程表にてお知らせいたします。

<1名または奇数人数参加の場合>

・1人部屋追加代金をお支払いいただき、お1人で1部屋使用となります。

・2名で1部屋をご利用のお客様の内1人が取り消しの場合、取り消された方は当初の旅行代金に対する取消料をお支払いただけます。またそのために1名でお部屋をご利用になった方にお1人部屋の追加代金が必要となります。

<3名様で1部屋（トルブル）利用の場合>

・原則として3名様利用はお勧めいたしません。2人用のツインルームに簡易ベッドを入れため、室内がかなり狭くなります。簡易ベッド搬入時刻は夜遅くなることがあります、ホテルによりトリップが使用できない場合もあります。一部方面を除き、トリップ割引はありません。なお簡易ベッドは通常のベッドより小さく、多くのホテルでは2つ折の移動式タイプとなります。なお、トリップ利用にお申込みで現地にて簡易ベッドを使用されなかつた場合でも旅行代金の返金はありません。

<ご夫婦又はカップル・ハネムーンでご参加の場合>

・ホテルの都合等によりダブルベッドのお部屋を利用する場合があります。

<グループ又はご家族での参加の場合>

・2部屋以上ご利用いただく場合、ホテルの事情によりお隣またはお近くのお部屋をご用意することができない場合があります。

<2泊以上について>

・1都市に2泊以上の場合、同一ホテルの連泊とならない場合があります。

<ホテルについて>

・ホテルにより部屋のタイプ、内装、窓からの眺望が異なる場合があります。

・チェックインでは時間帯又はグループ人数により時間がかかる場合があります。

・地域により個人チェックインと同様にホテル所定の宿泊

カードへの記入が必要とされる場合があります。また、国際電話代やお部屋でのミニバー用として、国際的なクレジットカードまたは現金での預かり金（デポジット）を請求される場合があります。

・一部の国・地域では、ホテル宿泊客に対し、急遽、特別税等を徴収する場合があります。この場合、当該税額等が旅行代金に含まれていないときは、チェックアウト時にお客様自身でお支払いいただけます。

<ホテルスタイル>

・ヨーロッパスタイルまたはシャトー風ホテルは、伝統と雰囲気をお楽しみいただける一方、テレビ、ミニバー、ドライバー、エアコン、照明等が十分に備わってない場合や、水周りに不備がある場合があります。また部屋ごとに内装・広さ・調度品が異なる場合があります。特に1人1部屋の場合、2人1部屋に比べて手狭の場合があります。

・同じご旅行でも全員に同一タイプ、同一フロアのお部屋をご用意できない場合もあります。

<宿泊地の変更>

・会議や催し物などの開催により一時的に一部の都市のホテルが満室になった場合や、航空機手配の都合や乗り継ぎの関係で、やむを得ず近郊の都市又は他の都市にご宿泊いただく場合があります。

・ホテルによっては、喫煙室、禁煙室に分かれておりますが、指定はお受けできません。

## 観光・自由行動・オプショナルツアーについて

・施設の突然の休館や他の現地情報・天候等により、観光の実施日が変更となり、また、そのために自由行動時間などに影響が出る場合があります。航空機の都合により、1泊目が機中泊となった場合も同様です。

・天候・現地事情等により、日程表記載の景観がご覧いただけない場合がございます。

・都市によっては日曜日、祝祭日もしくは特定期間（クリスマス期間、旧正月、国・地域固有の宗教行事等）に、ほとんどの商店が閉店となる場合があります。又、祝祭日及び特定の曜日ではほとんど美術館・博物館が休館になります。ご出発前に予めお問い合わせください。

・観光の案内は添乗員がガイドを代行しておこなう場合があります。

<オプショナルツアーにご参加の場合>

・ツアーが中止となった場合には、現地にて若しくは帰国後、精算をいたしますが、返金対象とならない場合もあります。

・他のお客様と一緒に参加していただく場合があります。

<ミュージカル及びショー等の年齢制限について>

・ミュージカルやショーの場合、内容等によっては年齢による入場制限があります。又カジノは年齢によりプレイすることができない場合があります。

○食事について

・旅行代金には、日程表に明示した食事の料金・税・サービス料が含まれておりますが、飲み物や追加料金の料金は各自負担となります。

・朝食はアメリカンスタイル（ピュッフェを含む）とコンテンタルスタイル（コーヒーとパン）の2種類があります。いずれかは日程表に明示します。なお、早朝出発では諸事情によりボックス形式となる場合があります。

・日程表に明示の利用レストランは、他の同等クラスに変更となる場合があります。

・日程の都合でお弁当を手配する場合があります。

<ミールクーポンについて>

・レストランは別途予約が必要な場合があります。その場合は添乗員又は現地係員にお申し付けください。また、レストランの都合や予約状況によりご希望に添えない場合があります。

・ご利用のレストランまではお客様ご自身でお出かけください。レストランまでの往復の交通費はお客様負担となります。

・ミールクーポンには食事代及び税金・サービス料金は含まれますが、飲み物代やチップは含まれていない場合があります。添乗員又は現地係員に必ず含まれている内容をご確認ください。

・現地事情によりレストランやメニュー、営業時間、閉店日など予告なく変更される場合があります。またネクタイや上着が必要なレストランもあります。詳しくはお尋ねください。

・ミールクーポンは現地にてお渡しいたします。未使用であっても払い戻しはできません。また紛失等による再発行もいたしません。

<機内食について>

・契約書面に明示した食事回数には機内食は含まれません。なお、機内食は軽食の場合があります。

・航空会社によっては、日本発着の国際線及び国内線において、機内におけるワインやビールなどのアルコール類等が料となります。

・航空機のスケジュール変更により、機内食がレストランの食事に変更となったり、逆にレストランの食事が機内食に変更される場合があります。前者の場合はレストランの食事代は各自に別途ご負担いただけます。後者の場合はレストランの食事代から取消料を差し引いた差額を払戻しさせていただくかまたは他の日の食事に充当する場合があります。

<現地事情について>

<服装について>

・地域によっては、日本とかなり気温が異なりますので事前にご確認の上服装をご準備ください。

・ホテルのメインダイニングや高級レストランなどは、男性はジャケット（上着）・ネクタイの着用が必要となる場合があります。またTシャツ、ジーンズ、スニーカー、サ

ンダルなどでは入店を断られる場合があります。

・観光の際、石畳を残す町などでは、歩きなれた平底の靴が適しています。

<冷暖房について>

地域によっては、気候・生活習慣によりホテル・列車・バス・レストランなど冷暖房設備がない場合があります。また、やむを得ずそのような施設・交通機関等を使用する場合があります。

<現地係員について>

・添乗員の同行しないご旅行については、現地係員が案内いたしますので、次のことを予めご了承ください。

(1) 空港では原則、現地係員が搭乗ゲートへ入場できません。

(2) 現地係員は、原則として空港等でのお出迎えからホテルでのチェックインまで同行し、現地事情などについてご案内いたします。なお、現地係員は英語しか話せない場合もあります。

(3) 自由行動日は原則として現地係員の案内はありませんが、緊急連絡先を案内いたします。

(4) 列車・船・航空機などの交通機関には、現地係員は同乗いたしません。

・スルーガードとは、現地にて全行程または行程に一部（2日以上）同行してご案内する現地係員です。但し、宿泊ホテルはお客様と異なる場合があります。業務内容は現地係員に準じます。

<ポーターについて>

・一部ポーターがいない駅・航空・ホテル・港では、お客様自身でお荷物を運んでいただくことがあります。

・早朝・深夜などの時間帯ではポーターサービスに大幅に時間がかかることがありますため、ホテル及び空港等でお客様自身でお荷物を運んでいただくことがあります。

<サーフボード・スキーならびに大量の荷物を持参の方へ>

・ご持参の場合は、必ずご出発2週間前までにお申し出下さい。大きさ等によりご持参できない場合もあります。バス内に乗客と一緒にサーフボードを乗せることはバス運行規則上禁止されている国もあります。航空・ホテル間の送迎や観光に別途運搬用の車の手配が必要な場合は追加料金が必要となります。

<その他>

・契約書面に明記をしている場合を除き、写真撮影されているお部屋や建物以外に宿泊になる場合があります。

・国や地域によってはお買い物の際に表示されている定価に税金が外税として加算されます。

<諸費用（空港税等）について>

・契約書面に明記している場合を除き、各の空港諸費用及び運送機関の課す付加運賃・料金が旅行代金に含まれておらず、契約書面に明示された現地空港諸費用及び運送機関の課す付加運賃・料金等を別途お支払いください。

<免税払戻し手続きについて>

・空港の混雑や乗継時間などの事情により、免税金払戻し手続きができない場合がありますので、予めご了承ください。

<旅券（パスポート）・査証（ビザ）について>

・訪問国によっては、入国時に一定の残存期間が必要な場合がありますので、必ず旅券の有効残存期間を確認ください。

・乗り継ぎのため、日程上の訪問国以外に入国する場合があります。又入国をせず、乗り継ぎだけの場合でも国籍によっては査証が必要となる場合があります。予め事前にご自身でご確認ください。

<その他のご注意>

・現地事情等により、一定の年齢以下の方の参加をご遠慮いただく場合があります。

・一部の国・地域によっては、持ち込み出来ない製品がございますのでご注意ください。

・渡航先国によっては、その国の法令、習慣によって日本と異なり違法行為となる場合や行動規制を受ける場合がありますので、現地係員の指示・案内にご注意ください。

・妊娠されているお客様は、妊娠期間によって航空機に搭乗できない場合があります。また国によっては入国に際して査証の取得も必要となる場合があります。

・国や地域によっては、映画館・博物館・美術館や列車以外にもレストラン・バーなどを含めたすべての屋内・公共の場での喫煙が禁止となります。違反時には罰金が課せられます。また周囲に子供や妊婦がいた場合には罰金が倍額となる場合もございますのでご注意ください。

・慢性疾患・障害をお持ちの方等特別配慮が必要とされるお客様は、他のお客様と全く同一の旅行サービスを手配出来ない場合があります。

・長い飛行時間の場合、深部静脈血栓症（ロングフライト症候群）が起こる場合があります。健康管理に十分ご注意ください。

・添乗員が同行しないご旅行の場合で航空券・クーポン券などをお客様にお渡した場合、ご自身の責任で紛失されないように管理ください。

## 旅行(傷害)保険のおすすめ

企画旅行契約の特別補償規程により、当社は、お客様がご旅行中に被られた損害について一定の範囲で補償させていただきますが、怪我や病気の治療費等については補償がございません。安心してご旅行を楽しんでもらいたくためにも、お客様自身及び携行品などには必ず海外旅行保険若しくは国内旅行傷害保険をかけられますようお薦めいたします。詳細は販売店係員までお尋ねください。